

在宅医療介護連携促進事業実施要領（H30 改正後全文）

平成 30 年 5 月 14 日 医政第 243 号 保健福祉部副部長決裁

（事業の目的）

第 1 この事業は、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第 64 号）第 4 条の規定により作成した岩手県計画で定める事業のうち、居宅等における医療の提供に関する事業として、第 3 に規定する事業の実施主体が実施する、医療介護等関係職種が連携し、地域の実情に合わせた在宅（介護施設を含む。以下同じ。）における医療介護の提供体制を構築するための事業を支援することにより、県内各地域において安心して在宅療養できる体制を整備することを目的とする。

（用語の定義）

第 2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）在宅療養 本人や介護者の意思に基づき、病院・診療所以外の場所において、患者が医療、介護、生活支援等の必要なサービスを一体的に受けて生活することをいう。
- （2）在宅医療の 4 つのフェーズ 在宅医療の体制構築に係る指針（平成 29 年 3 月 31 日医政地発 0331 第 3 号厚生労働省医政局地域医療計画課長通知「疾病・事業及び在宅医療に係る医療体制について」別紙）の「第 2 医療体制の構築に必要な事項」において示されている退院支援、日常の療養支援、急変時の対応及び看取りの段階をいう。
- （3）医療従事者 医師、歯科医師、看護師、薬剤師、セラピスト、管理栄養士、歯科衛生士等のほか、医療ソーシャルワーカー等医療に従事する者をいう。
- （4）福祉関係者 社会福祉士、介護福祉士、介護支援専門員等のほか、介護保険事業等やその他広範な生活支援サービスに従事する者をいう。
- （5）在宅医療連携拠点 医療従事者や福祉関係者など多職種協働による包括的かつ継続的な在宅医療の提供体制を構築するため、在宅医療に必要な連携を担う拠点をいう。

（事業内容）

第 3 この事業の補助対象事業は、次のとおりとする。ただし、他の法令又は予算制度に基づき国及び県の負担又は補助を得て実施するものを除く。

（1）広域型在宅医療連携拠点運営支援事業

ア 事業の概要

複数の市町村で構成される区域（以下、「事業区域」という。）に在宅医療連携拠点を新たに設置する場合又は既存の在宅医療連携拠点が新たに事業区域を設定し活動する場合に、在宅医療連携拠点の運営を支援するもの。

イ 事業の内容

この事業は事業区域において、専任の担当者を配置し、以下に例示する取組を行うものとする。

(ア) 在宅医療における連携上の課題の抽出及びその対応策の検討等

地域ケア会議や地域包括支援センター運営会議などを含む地域における会議等の開催を支援するとともに、事業区域において利用される医療や介護、生活支援に係る資源の状況を把握しながら、課題の抽出及び対応策の検討等に取り組むもの。

(取組例)

- ① 地域における会議の事務局機能の全部または一部を受託するなど、その企画運営を支援する。
- ② 地域の医療や介護、在宅療養において必要な生活支援に係る資源の状況、それら機能の把握を支援するため、資料の収集や整理を行うとともに、必要な調査項目の検討を行う。
- ③ 連携上の課題の抽出に向けた、医療従事者や福祉関係者へのアンケートやヒアリングを実施する。
- ④ 医療機関及び介護事業所等や、医療従事者及び福祉関係者で構成される各団体において、在宅医療及び在宅医療・介護連携に係る担当者等が設置されるとともに、行政関係者を含め相互に協力関係を構築できるよう働きかける。

(イ) 切れ目のない在宅医療の提供体制づくり

在宅療養において必要な退院時から看取りまでの医療や介護、生活支援等様々な支援を包括的かつ継続的に提供する体制の構築に向けて、各市町村が在宅医療の4つのフェーズで発生する課題を円滑に解決できるよう、市町村、地域包括支援センターや在宅医療連携拠点、医療機関や介護事業所等と連携し、必要な調整を行うもの。

(取組例)

- ① 市町村が取り組む医療従事者又は介護関係者からの在宅医療・介護連携に関する相談の窓口業務の全部又は一部を受託する。
- ② 在宅医療の4つのフェーズにおいて開催される地域ケア会議、入院や退院に係るカンファレンス、サービス担当者会議等において、会議設営、出席者選定や支援方針策定、ケア計画案づくりについて技術的助言を行う。
- ③ 在宅療養をする者に医療従事者や福祉関係者が関与する際、共有が必要な情報について、情報共有シートやクリティカルパスの作成・運用等を支援する。
- ④ 地域医療情報ネットワークの利活用を支援する。

(ウ) 在宅療養をする者に係る多職種による24時間の対応体制構築

在宅医療を効率的に提供するため、事業区域の関係機関の連携による24時間の支援体制や、多職種による情報共有体制の構築を支援するもの。

(取組例)

- ① (イ)の②、③、④に掲げた事項
- ② 在宅療養をする者やその介護者が持つ不安等に対応した、在宅療養に係る相談窓口の運営又は市町村等からの受託運営
- ③ 在宅療養をする者の症状急変に備えた病床の確保や、その運用ルールの策定
- ④ 在宅医療に取り組む医療従事者の休日、夜間や学会出席時等の代行診療等体制

の構築やその運用

(エ) 在宅医療に関する人材育成及び普及啓発支援

各市町村や医療従事者、福祉関係者が取り組む、在宅医療に関する人材育成及び普及啓発を支援するとともに、これを補完する事業を実施するもの。

(取組例)

次の各号の取組みについて、事務局機能の全部または一部の受託などにより、その企画運営を支援。

- ① 市町村等が実施する研修や住民啓発等
- ② 市町村等が実施する住民意識やニーズに関する調査
- ③ 医療機関及び介護事業所等や、医療従事者及び福祉関係者で構成される各団体が実施する研修や住民向け催事等

ウ 事業の実施主体

この事業の実施主体は、事業区域内の代表の1市町村又は地域における会議等での検討により適当であると判断された1法人とする。

エ 事業実施上の留意点

- (ア) 事業区域の設定にあたっては、二次医療圏内の複数市町村に限らず、地域における患者の受療行動等を勘案したうえで事業区域を設定して差し支えない。
- (イ) 事業の実施に当たり地域における会議等での企画検討（予算案及び事業計画案に関する検討、事業の進捗状況の確認、決算見込及び事業実績についての承認を含む等）が必要となること。
- (ウ) 地域における会議等には、既存の会議、協議体等を位置付けることが可能であること。

(事業期間)

第4 この事業の実施期間は平成30年度から平成32年度までの3年間とする。

(県の補助)

第5 県は、別に定めるところにより、事業の実施に必要な経費を予算の範囲内で補助するものとする。

附 則

この要領は、平成25年10月24日から施行し、平成25年度の事業から適用する。

この要領は、平成28年6月20日から施行し、平成28年度の事業から適用する。

この要領は、平成30年5月14日から施行し、平成30年度の事業から適用する。